



平成13年12月19日

文化庁長官殿

申請者 〒106-0032 電話 03-3404-6761
住所 東京都港区六本木6丁目2番5号
原ビル内
名称 協同組合 日本脚本家連盟
代表者氏名 岡本 克己
(連絡担当者 [REDACTED])

管理委託契約約款の届出書

著作権等管理事業法第11条第1項の規定により、管理委託契約約款を
届け出します。

(添付書類)

1. 管理委託契約約款
2. 新旧対照表

管理委託契約約款

平成13年12月5日総代会承認

第1章 目的

(目的)

第1条 この約款は、脚本等の言語の著作物（以下「著作物」という。）の著作権の擁護と利用の円滑化を図るため、脚本家等著作権を有する者（以下「委託者」という。）と協同組合日本脚本家連盟（以下「受託者」という。）との間において、信託または代理による管理委託契約の内容を定めることを目的とする。

第2章 信託契約

(信託の範囲、再委託)

第2条 委託者は、その有する著作権および将来取得する著作権のうち、複製権・譲渡権（出版に関する権利を除く）、上映権、公衆送信権、伝達権および翻訳権、並びに著作権法第28条に規定する権利（複製権、譲渡権、上映権（劇場用映画の初回上映を除く）、公衆送信権（放送番組の初放送を除く）、伝達権および頒布権）で、著作権信託申込書において指定したもの（以下「信託著作権」という。）を受託者に移転し、受託者は委託者のための管理収益を目的として、これを引き受ける。

2. 受託者は、前項の申し込みに対し、著作権の信託を引き受けることが適当と認めるときは、委託者と信託契約を締結し、すみやかに委託者に信託証書を交付する。
3. 受託者は、信託著作権の一部を他の著作権等管理事業者または外国著作権管理団体に再委託することができる。

(管理の留保または制限等)

第3条 委託者は、信託契約締結の際に自己の著作物について著作権を有せず、または著作権の行使に制限が付されているものがあるときは、その旨を書面により受託者に届け出なければならない。契約期間中に信託著作権の行使に支障のある事由が生ずるおそれがある場合も同様とする。

2. 前項に定める義務を怠ったために生じた損害は、委託者の負担とする。

(信託の解除、追加)

第4条 第12条の規定にかかわらず、委託者は、正当な理由がある場合に限り、契約期間中であっても、受託者の同意を得て、信託の全部または一部を解除することができる。ただし、信託著作権の利用許諾に係る事務処理が完了するまでは、解除の効力は生じないものとする。

2. 委託者は、第2条第1項の範囲内において、契約期間中であっても、受託者の同意を得て、信託著作権を追加することができる。

3. 第1項または前項の申し出は、書面により行わなければならない。

4. 第1項の解除によって生じた損害は、委託者の負担とする。

(信託の承継)

第5条 信託に係る委託者の地位は、その相続人に承継されるものとし、委託者の地位を承継した者は、すみやかにその旨を書面により受託者に届け出なければならない。

(信託の終了)

第6条 受託者は、信託の終了の日に信託証書と引き換えに、最終収支計算書を添えて、信託著作権を委託者に移転する。

(告訴等)

第7条 受託者は、必要と認めるときは、委託者の同意を得て信託著作権の管理に関する告訴または訴訟を行う。

2. 前項において要する費用は、原則として受託者の負担とする。

第3章 代理委任契約

(代理委任の範囲、復委任)

第8条 委託者は、著作物の上演または出版に関する利用方法で著作権代理委任申込書に指定したものの管理（利用契約に関する交渉および契約の締結、使用料の収受および配分その他これに付帯する業務）を委任し、受託者は委託者のための管理収益を目的として、これを引き受ける。

2. 受託者は、前項の申し込みに対し、委任を引き受けることが適当と認めたときは、委託者と代理委任契約を締結し、すみやかに委託者に代理委任受諾書を交付する。

3. 受託者は、委任を受けた行為を他の著作権等管理事業者または外国著作権管理団体に復委任することができる。

(委任の解除)

第9条 第12条の規定にかかわらず、委託者は、書面により受託者に通知することにより、いつでも代理委任契約を解除することができる。ただし、委任業務に係る事務処理が完了するまでは、解除の効力は生じないものとする。

2. 前項の解除によって生じた損害は、委託者の負担とする。

(委任の承継)

第10条 委任に係る委託者の地位は、その相続人に承継されるものとし、委託者の地位を承継した者は、すみやかにその旨を書面により受託者に届け出なければならない。

(委任の終了)

第11条 受託者は、委任の終了の日代理委任受諾書と引き換えに、最終収支計算書を交付する。

第4章 契約期間

(契約期間)

第12条 管理委託契約の契約期間は、締結の日から5年間とする。ただし、契約期間満了の3か月前までに、受託者または委託者から管理委託契約の解除について特別の意思表示が書面によってなされなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算し更に5年間継続されるものとする。以降の期間満了のときもまた同様とする。

第5章 使用料の徴収、分配および管理手数料

(使用料の徴収方法)

第13条 受託者は、利用者に対して著作物の利用を許諾し、受託者が文化庁長官に届け出た使用料規程に従い、利用者から使用料を徴収する。

2. 受託者は、利用許諾契約の締結の促進または管理の効率化を図るため、必要に応じ、合理的な範囲で、文化庁長官に届け出た使用料規程に定める使用料の額を減じた額を利用者に請求することができる。

(受益者の指定)

第14条 この約款における受益者は委託者とする。ただし、委託者は、受託者の同意を得て、受益者の指定または指定された受益者の変更ができるものとする。

(使用料の分配方法)

第15条 受託者が収受した使用料は、次に定める分配方法に従って、受益者に分配するものとする。

(1) 収受した使用料は、受益者がただちに送金することを希望する場合を除き、その合計額が2万円に達した日から2か月以内に受益者に送金する。

(2) (1)に定めるところにかかわらず、使用料は毎年8月の末日にはすべて清算の上受益者に送金する。

(管理手数料)

第16条 受託者は、前条の規定に基づく分配の際には、次の率による管理手数料を使用料の中から控除する。

(1) 信託によるもの 使用料の25%以内

(2) 代理によるもの 使用料の9%以内

2. 受託者が取得した一会計年度における管理手数料等収入金の総額が管理事務のため

- に要した当該会計年度における諸費用等支出金の総額を超えたときには、その差額金（過年度における不足金のある場合は、これを補填した残額）を、受益者に交付する。
3. 前項により収支差額金を受益者に交付するときは、当該会計年度における使用料の分配額に案分比例して、分配するものとする。

(受益権の譲渡等)

第17条 受益権は、委託者および受託者の同意がなければ、譲渡または質入れすることはできない。

(受益者への通知)

第18条 委託者または受益者に対する催告、送金その他の通知は、受託者に届出のあった住所にあててすることをもって足りるものとする。

(印影の届出義務)

第19条 委託者および受益者の印影は、委託者があらかじめ受託者に届け出るものとする。これを変更するときも同様とする。

2. 届出のあった印影と符合する印影を押印した書面によって受託者が使用料の交付その他の処理をした場合には、受託者は印鑑の盗用その他の事由により生じた損害についてその責任を負わない。

(委託者の通知義務)

第20条 次の場合には、委託者または受益者は、遅滞なく受託者にその旨を通知し、かつ、所定の手続きをとらなければならない。

- (1) 信託証書、代理委任受諾書または届出のあった印影を刻印した印章を失ったとき
- (2) 委託者、受益者について住所、氏名、使用料振込口座等の変更、破産等があったとき

2. 前項の通知を怠ったために生じた損害については、受託者はその責任を負わない。

(業務の報告)

第21条 受託者は、委託者から請求があったときは、いつでも当該委託者に係る業務処理の状況を報告するものとする。

2. 前項の報告に要する費用は、委託者の負担とする。

第6章 管理委託契約の解除

(管理委託契約の解除)

第22条 委託者または受託者は、管理委託契約に違反する行為があったときは、相当の期間を設けて、当該契約上の義務の履行を催告した上で、義務の履行がない場合は、

当該契約を解除することができる。

2. 受託者が著作権等管理事業法第9条各号のいずれかに該当することとなった場合において、同条第1号、同条第3号または同条第4号に該当することとなったときは、委託者は、書面により受託者に通知することにより、管理委託契約を解除できるものとし、同条第2号に該当することとなったときは、受託者が破産の宣告を受けたときをもって、管理委託契約は当然解除されたものとする。

第7章 約款および管理委託契約の変更

(約款および管理委託契約の変更)

- 第23条 受託者は、この約款を変更した場合は、遅滞なく受託者の事務所に掲示することにより変更された約款を公示するとともに、委託者に変更の内容を通知しなければならない。
2. この約款の変更の内容について異議のある委託者は、前項の通知の到達した日から1か月以内に、書面による申し出により、管理委託契約を解除することができる。
3. 第1項に定める公示の日から2か月経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、委託者は約款および管理委託契約の変更について承諾したものとみなす。
4. 第2項の解除によって生じた損害は、受託者の負担とする。

第8章 その他

(例外規定)

- 第24条 委託者は、管理委託契約の締結に当たり、受託者の同意を得て、この約款に定める受託者の権限に加えられた制限以外の制限を定めることができる。

(財務諸表等の提供)

- 第25条 受託者は、毎事業年度経過後3か月以内に、著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、委託者から閲覧または謄写の請求があった場合には、応じなければならない。

附則

(実施日)

この約款は、平成14年4月1日から実施する。

管理委託契約約款

第1章 目的

(目的)

第1条 この約款は、脚本等の言語の著作物（以下「著作物」という。）の著作権の擁護と利用の円滑化を図るため、脚本家等著作権を有する者（以下「委託者」という。）と協同組合日本脚本家連盟（以下「受託者」という。）との間において、信託または代理による管理委託契約の内容を定めることを目的とする。

第2章 信託契約

(信託の範囲、再委託)

第2条 委託者は、その有する著作物および将来取得する著作物のうち、複製権・譲渡権（出版に関する権利を除く）、上映権、公衆送信権、伝達権および翻訳権、並びに著作権法第28条に規定する権利（複製権、譲渡権、上映権（劇場用映画の初回上映を除く）、公衆送信権（放送番組の初放送を除く）、伝達権および頒布権）で、著作権信託申込書において指定したもの（以下「信託著作権」という。）を受託者に移転し、受託者は委託者のための管理収益を目的として、これを引き受ける。

2. 受託者は、前項の申し込みに対し、著作権の信託を引き受けることが適当と認めたとときは、委託者と信託契約を締結し、すみやかに委託者に信託証書を交付する。

3. 受託者は、信託著作権の一部を他の著作権等管理事業者または外国著作権管理団体に再委託することができる。

(管理の留保または制限等)

第3条 委託者は、信託契約締結の際に自己の著作物について著作権を有せず、または著作権の行使に制限が付けられているものがあるときは、その旨を書面により受託者に届け出なければならない。契約期間中に信託著

現行信託契約約款

部分には新約款では削除

第1条 この約款は、脚本の著作物（以下「著作物」という。）の著作権の擁護と利用の円滑を図るため、放送作家等著作権を有する者（以下「委託者」という。）と協同組合日本脚本家連盟（以下「受託者」という。）との間において、次条に定める著作権信託に関する契約条件を定めるものとする。

第2条 委託者は、自己の著作物の放送権、有線送信権、複製権、上映権及び頒布権で著作権信託契約書において指定したもの（以下「信託著作権」という。）を受託者に委託し、受託者は委託者のための管理収益を目的として、これを引き受けるものとする。

(新設)

2. 受託者は、信託著作権の外国地域における管理を外国著作権管理団体に委託することができる。

8. 委託者は、信託契約締結の際に自己の著作物について著作権を有せず、または著作権の行使に制限が付けられているものがあるときは、その旨を受託者に届け出なければならない。

第8条 委託者は、信託契約締結の際に自己の著作物について著作権を有せず、または著作権の行使に制限が付けられているものがあるときは、その旨を受託者に届け出なければならない。

現行代理委任契約約款

部分には新約款では削除

第1条 この約款は、脚本の著作物（以下「著作物」という。）の著作権の擁護と利用の円滑を図るため放送作家等著作権を有する者（以下「委任者」という。）と協同組合日本脚本家連盟（以下「受任者」という。）との間において、次条に定める著作物の利用契約についての代理：媒介に関する契約条件を定めるものとする。

作権の行使に支障のある事由が生ずる恐れがある場合も同様とする。

2. 前項に定める義務を怠ったために生じた損害は、委託者の負担とする。

(信託の解除、追加)

第4条 第12条の規定にかかわらず、委託者は、正当な理由がある場合に限り、契約期間中であっても、受託者の同意を得て、信託の全部または一部を解除することができ、ただし、信託著作権の利用許諾に係る事務処理が完了するまでは、解除の効力は生じないものとする。

2. 委託者は、第2条第1項の範囲内において、契約期間中であっても、受託者の同意を得て、信託著作権を追加することができる。

3. 第1項または前項の申し出は、書面により行われなければならない。

4. 第1項の解除によって生じた損害は、委託者の負担とする。

(信託の承継)

第5条 信託に係る委託者の地位は、その相続人に承継されるものとし、委託者の地位を承継した者は、すみやかにその旨を書面により受託者に届け出なければならない。

(信託の終了)

第6条 受託者は、信託の終了の日、信託証券と引き換えに、最終収支計算書を添えて、信託著作権を委託者に移転する。

(告訴等)

第7条 受託者は、必要と認めるときは、委託者の同意を得て、信託著作権の管理に関する告訴および訴訟を行う。

2. 前項において要する費用は、原則として受託者の負担とする。

2. 委託者は、信託期間中に信託著作権の行使に支障のある事由が生ずる恐れがある場合には、あらかじめ受託者の承諾を得なければならない。

3. 前2項に定める義務を怠ったために生じた損害は、受益者の負担とする。ただし、受益者が受益権を放棄した場合は、委託者の負担とする。

第10条 委託者は、受益者の同意を得て信託の全部または一部を解除することができる。ただし、信託著作権の使用許諾に係る事務処理が完了するまでは、解除の効力は生じないものとする。

(新設)

(新設)

2. 信託の解除によって生じた損害は、委託者の負担とする。

第13条 信託に係る委託者の地位は、その相続人に承継されるものとする。

第9条 受託者は、信託の終了の日、信託証券と引換えに、信託著作権を最終収支計算書を添えて、委託者に移転する。

第5条 受託者は、必要と認めるときは、委託者の承諾を得て信託著作権の管理に関する告訴及び訴訟を行う。

第6条 信託財産に関する租税並びに信託著作権に関する訴訟において要する費用は、受益者の負担とし、信託著作権の収益から支弁することができるものとする。

第3章 代理委任契約

(代理委任の範囲、復委任)

第8条 委託者は、著作物の上演または出版に関する利用方法で著作権代理委任申込書において指定したものの管理(利用契約に関する交渉および契約の締結、使用料の取受およびその他これに付帯する業務)を委任し、受託者は委託者のための管理収益を目的として、これを引き受ける。

2. 受託者は、前項の申し込みに対し、委任を引き受けることが適当と認めるときは、委託者と代理委任契約を締結し、すみやかに委託者に代理委任受託者を交付する。

3. 受託者は、委任を受けた行為を他の著作権等管理事業者または外国著作権管理団体に復委任することができる。

(委任の解除)

第9条 第12条の規定にかかわらず、委託者は、書面により受託者に通知することができる。ただし、代理委任契約を解除することができる。ただし、委任業務に係る事務処理が完了するまでは、解除の効力は生じないものとする。

2. 第1項の解除によって生じた損害は、委託者の負担とする。

(委任の承継)

第10条 委任に係る委託者の地位は、その相続人に承継されるものとし、委託者の地位を承継した者は、すみやかにその旨を書面により受託者に届け出なければならぬ。

第2条 委任者は受任者に対し、次に定める範囲において著作権委任契約書に指定された行為をすることを委任し、受任者はこれを引き受けるものとする。

(1) 放送、有線送信、複製、上映及び頒布に関する著作物の利用契約について委任を受けて代理すること。

(2) 上演、演奏、上映、放送、有線送信、複製、上映及び頒布に関する著作物の利用契約について委任を受けて代理すること。

(新設)

2. 受任者は、外国地域における管理を外国著作権管理団体に復委任することができる。

(1) 日本国内
(2) 外国
(3) 受任者は、前項の許可を得た後、日本国内において、外国著作権管理団体に委任を受けるものとする。

第8条 委任者はいつでも契約解除することができる。ただし、委任著作物の使用許諾に係る事務処理が完了するまでは、解除の効力は生じないものとする。

2. 契約の解除によって生じた損害は、委任者の負担とする。

(新設)

(委任の終了)

第11条 受託者は、委任の終了の日に代理委任受託書と引き換えに、最終収支計算書を交付する。

第4章 契約期間

(契約期間)

第12条 管理委託契約の契約期間は、締結の日から5年間とする。ただし、契約期間満了の3か月前までに、受託者または委託者から管理委託契約の解除について特別の意思表示が書面によってなされなかつた場合は、期間満了の日の翌日から起算し更に5年間継続されるものとする。以降の期間満了のときもまた同様とする。

第5章 使用料の徴収、分配および管理手数料
(使用料の徴収方法)

第13条 受託者は、利用者に対して著作物の利用を許諾し、受託者が文化庁長官に届け出た使用料規程に従い、利用者から使用料を徴収する。

2. 受託者は、利用許諾契約の締結の促進または管理の効率化を図るため、必要に応じ、合理的な範囲で、文化庁長官に届け出た使用料規程に定める使用料の額を減じた額を利用者に請求することができる。

(受益者の指定)

第14条 この約款における受益者は委託者とする。ただし、委託者は、受託者の同意を得て、受益者の指定または指定した受益者の変更ができるものとする。

(分配方法)

第15条 受託者が収受した使用料は、次に定める分配方法に従って、受益者に分配するものとする。

(1) 収受した使用料は、受益者がただちに送金を希望する場合を除き、その合計額が2万円に達した日から2か月以内に受益者に送金する。

(2) (1)に定めるところにかかわらず、使用料は毎年8月の末日にはすべて清算の上受益者に送

(新設)

第3条 受託者は、信託著作権の行使に係る著作物の使用を許諾し、受託者が文化庁長官の認可を得て定められた著作物使用料規程に従い、著作物使用料を徴収する。

(新設)

第11条 委託者は、受託者の承諾を得て、受益者の指定または変更することができる。

第3条

2. 前項の著作物使用料は、受託者が文化庁長官の許可を得て定められた分配方法に従って、受益者に分配するものとする。



第13条 この契約は委任者が死亡し、または破産したときは終了する。

2. 前項の場合において受任者は、委任者の相続人または法定代理人が委任業務を処理することができるようになるまで、必要な業務処理をするものとする。

(新設)

第3条 受任者は、委任に係る著作物の利用を許諾し、受任者が文化庁長官の認可を得て定められた著作物使用料規程に従い、著作物使用料を徴収する。

(新設)

第9条 委任者は、受任者に通知して、受益者を指定または変更することができる。

第3条

2. 受任者は、受任者が文化庁長官の許可を得て定められた分配方法に従って受益者に分配するものとする。

金する。

【注：末尾「著作物の分配方法」を参照】

(管理手数料)

第16条 受託者は、前条の規定に基づく分配の際には、次の率による管理手数料を使用料の中から控除する。

- (1) 信託によるもの 使用料の25%以内
- (2) 代理によるもの 使用料の9%以内

【注：末尾「手数料率」を参照】

2. 受託者が取得した一会計年度における管理手数料等収入金の総額が管理事務のために要した当該会計年度における諸費用等支出金の総額を超えたときには、その差額金(過年度における不足金のある場合は、これを補填した残額)を、受益者に交付する。

3. 前項により収支差額金を受益者に交付するときは、当該会計年度における使用料の分配額に案分比例して、分配するものとする。

(受益権の譲渡等)

第17条 受益権は、委託者および受託者の承諾がなければ、譲渡または質入することはできない。

(受益者への催告、通知)

第18条 委託者または受益者に対する催告、送金その他の通知は、受託者に届出のあった住所にあててのもって足りるものとする。

(印影の届出義務)

第19条 委託者および受益者の印影は、委託者があらかじめ受託者に届け出るものとする。これを変更するときも同様とする。

2. 届出のあった印影と符合する印影を押印した書面によって受託者が使用料の交付その他の処理をした場合には、受託者は印鑑の盗用その他の事由により生じた損害についてその責任を負わない。

(委託者の通知義務)

第20条 次の場合には、委託者または受益者は、遅滞なく受託者にその旨を通知し、かつ、所定の手続きをとらなければならない。

第4条 受託者は、前条第2項の規定に基づく分配の際には、受託者が文化庁の許可を得て定められた手数料率に従い、管理手数料を著作物使用料の中から控除する。

2. 受託者が取得した一会計年度における手数料等収入金の総額が管理事務のために要した当該会計年度における諸費用等支出金の総額を超えたときは、その差額金(過年度における不足金のある場合は、これを補填した残額)を、受益者に交付する。

第14条 受益権は、委託者及び受託者の承諾がなければ、譲渡または質入されることができない。

第7条 委託者または受益者に対する催告、送金その他の通知は、受託者に届出のあった住所にあててのもって足りるものとする。

第15条 委託者及び受益者の印影は、委託者があらかじめ受託者に届け出るものとする。これを変更するときも同様とする。

2. 届出のあった印影と符合する印影を押印した書面によって受託者が使用料の交付その他の処理をした場合には、受託者は印鑑の盗用その他の事由により生じた損害についてその責任を負わない。

第16条 次の場合には、委託者または受益者は、遅滞なく受託者にその旨を通知し、かつ、所定の手続きをとらなければならない。

第4条 前条第2項の規定に基づく分配の際には、受託者は受託者が文化庁長官の許可を得て定められた手数料率に従い、管理手数料を著作物使用料の中から控除する。

第6条 委託者または受益者に対する催告、送金その他の通知は、受託者に届出のあった住所にあててのもって足りるものとする。

第10条 委託者及び受益者の印影は、委託者があらかじめ受託者に届け出るものとする。これを変更するときも同様とする。

2. 届出のあった印影と符合する印影を押印した書面によって受託者が使用料の交付その他の処理をした場合には、受託者は印鑑の盗用その他の事由により生じた損害についてその責任を負わない。

第11条 次の場合には、委託者または受益者は、遅滞なく受託者にその旨を通知し、かつ、所定の手続きをとらなければならない。

<p>(1) 信託証書、代理委任承諾書または届け出のあった印影を刻印した印章を失ったとき</p> <p>(2) 委託者、受益者について住所、氏名、使用料振込口座等の変更、破産等があったとき</p> <p>2. 前項の通知を怠ったために生じた損害については、受託者はその責任を負わない。</p> <p>(業務の報告)</p> <p>第21条 受託者は、委託者から請求があったときは、いつでも当該委託者に係る業務処理の状況を報告するものとする。</p> <p>2. 前項の報告に要する費用は、委託者の負担とする。</p>	<p>(1) 著作権信託契約書または届け出のあった印影を刻印した印章を失ったとき。</p> <p>(2) 委託者、受益者について、住所、氏名、印鑑等の変更、破産等があったとき。</p> <p>2. 前項の通知を怠ったために生じた損害については、受託者はその責任を負わない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) 著作権委任契約書または届け出のあった印影を刻印した印章を失ったとき。</p> <p>(2) 委任者及び受益者について、住所、氏名、印鑑等の変更、破産等があったとき。</p> <p>2. 前項の通知を怠ったために生じた損害については、受託者はその責任を負わない。</p> <p>第7条 受託者は、委任者の請求があったときは、いつでも委任業務処理の状況を報告し、および委任が終了した後は、遅滞なくその結果を報告するものとする。</p> <p>2. 委任者の請求に基づき報告に要する費用は、委任者の負担とする。</p>
<p>第6章 管理委託契約の解除 (管理委託契約の解除)</p> <p>第22条 委託者または受託者は、管理委託契約に違反する行為があったときは、相当の期間を設けて、当該契約上の義務の履行を催告した上で、義務の履行がない場合は、当該契約を解除することができる。</p> <p>2. 受託者が著作権等管理事業法第9条各号のいずれかに該当する事となった場合において、同条第1号、同条第3号または同条第4号に該当することとなつたときは、委託者は、書面により受託者に通知することにより、管理委託契約を解除できるものとし、同条第2号に該当したときとなったときは、受託者が破産の宣告を受けたときをもって、管理委託契約は当然解除されたものとする。</p> <p>[注：末尾「管理事業法第9条」参照]</p>	<p>第17条 委託者が信託の本旨に反する行為をした場合には、受託者は信託を解除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第12条 委任者が委任の本旨に反する行為をした場合には、受託者は委任を解除することができる。</p> <p>(新設)</p>
<p>第7章 約款および管理委託契約約款の変更 (約款および管理委託契約約款の変更)</p> <p>第23条 受託者は、この約款を変更した場合は、遅滞なく受託者の事務所に掲示することにより変更された約款を公示するとともに、委託者に変更の内容を通知しなければならぬ。</p> <p>2. この約款の変更の内容について異議のある委託者は、前項の通知の到達した日から1か月以内に、書面による申し出により、管理委託契約を解除することができる。</p>	<p>第18条 受託者は、この約款を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受けた後委託者に対し、変更の内容及び変更について異議のあるときは1か月以内にその異議を述べるべき旨を通知する。</p>	<p>第4条 受託者は、この約款を変更しようとするときは、委任者に対しあらかじめ変更の内容を通知するものとする。委任者がこれについて1か月以内に異議を述べなかつたときは、その変更を承諾したものとみなす。</p>

3. 第1項に定める公示の日から3か月経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、委託者は約款および管理委託契約の変更について承諾したものとみなす。

4. 第2項の解除によって生じた損害は、受託者の負担とする。

第8章 その他

(例外規定)

第24条 委託者は、管理委託契約の締結に当たり、受託者の同意を得て、この約款に定める受託者の権限に加えられた制限以外の制限を定めることができる。

(財務諸表等の提供)

第25条 受託者は、毎事業年度経過後3か月以内に、著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、委託者から閲覧または購写の請求があった場合には、応じなければならない。

附則

(実施日)

この約款は、平成14年4月1日から実施する。

2. 委託者が、前項の期間内に異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなす。

3. 委託者が、約款の変更を理由として契約を解除する場合においては、第10条第2項の適用はしない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

【参考資料】

著作物使用料の分配方法（現行）

1. 著作物使用者から本連盟が支払いを受けた著作物使用料は、文化庁長官の許可を得て定める管理手数料を控除して、下記により受益者に送付して分配するものとする。ただし、信託契約約款第3条第3項に定める場合は、分配しないことができる。
 - (1) 使用料が2万円以上の場合、ただちに受益者に送付する。
 - (2) 使用料が2万円に満たない場合は、受益者がただちに送付することを希望しない限り受託者または受任者において保管し、合計額が2万円に達した後送付する。
 - (3) (2)に定めるところにかかわらず、使用料は毎年8月の末日にはすべて清算の上受益者に送付する。
2. 信託契約約款第4条第2項により収支差額金を受益者に交付するときは、当該会計年度における著作物使用料の分配額に案分比例して、分配するものとする。

【参考資料】

手数料率（現行）

本連盟は、著作物の使用料を分配するに際し、次の率による手数料を著作物使用料の中から控除して取得するものとする。

- (1) 信託によるもの
著作物使用料の25%以内
- (2) 代理によるもの
著作物使用料の9%以内
- (3) 媒介によるもの
著作物使用料の9%以内

【参考資料】

著作権等管理事業法

(廃業の届出等)：

第9条 著作権等管理事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅したとき 消滅した法人を代表する役員であった者
- 二 破産したとき 破産管財人
- 三 合併及び破産以外の理由により解散（人格のない社団にあっては、解散に相当する行為）をしたとき 清算人（人格のない社団にあっては、代表者であった者）
- 四 著作権等管理事業を廃止したとき 著作権等管理事業者であった法人（人格のない社団を含む。）を代表する役員